

議案第9号

清水町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年3月10日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 町の機関が開示決定等をする場合における法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項及び第2項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、法第84条中「60日以内」とあるのは「30日以内」と、「同条第1項」とあるのは「清水町個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年清水町条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28

条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第7条 町の機関が訂正決定等をする場合における法第94条及び第95条の規定の適用については、法第94条第1項及び第2項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、法第95条中「同条第1項」とあるのは「清水町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年清水町条例第 号）第7条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第9条 町の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条及び第103条の規定の適用については、法第102条第1項及び第2項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、法第103条中「同条第1項」とあるのは「清水町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年清水町条例第 号）第9条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(清水町情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第10条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、清水町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年清水町条例第 号）第2条に規定する清水町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱い

を確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(清水町個人情報保護条例の廃止)

第2条 清水町個人情報保護条例（平成14年清水町条例第44号）は、廃止する。

(清水町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の清水町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第13条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第24条第1項若しくは第3項若しくは第32条の2の規定による請求又は旧条例第28条の規定による是正の申出若しくは第31条の規定による是正の再申出がされた場合における開示（これに係る旧条例第23条に規定する手数料等を含む。）、訂正及び利用停止又は是正の申出及び是正の再申出に対する処理については、なお従前の例による。

(清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年清水町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第7号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条において同じ。）」を加える。

第12条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定により必要な措置を講じなければならない。

(清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくは指定管理施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくは指定管理施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。